

労働部第二九六四號
 昭和五年九月一日
 警視總監 凡山 鶴吉
 労働部第二九六四號
 昭和五年九月一日
 警視總監 凡山 鶴吉
 労働部第二九六四號
 昭和五年九月一日
 警視總監 凡山 鶴吉

5.9.4
 1617

労働部第二九六四號
 昭和五年九月一日

警視總監 凡山 鶴吉

内務大臣 安達謙藏 殿
 社會局長 官 殿
 大阪神奈川
 千葉 谷府縣知事 殿

葛飾洗粉株式会社、労働部申請之関スル件 (第三報)

要旨 (一) 八月三十日、重役会ハ流會トナリ態度決定セザルニ從業員ノ強硬ナル態
 度ニ因致シ、(二) 八
 (三) 今日常會見シ社長ヨリ申請解決ノ責ヲ有スル貴書ヲ交付ス
 (四) 従業員ハ八月三十日改メテ要求書ヲ提出ス
 標記會社ニ紛議ノ生ジタルハ既報ノ如キ後申請化スルニ至リタ
 ルハ状況左記ノ通